

宮崎県高等学校体育連盟弔意・見舞に関する規定

本連盟では弔意・見舞に関する規定をつぎのとおり設け、各条により、その該当者に対し、弔意・見舞の意を表する。

第1条 加盟校生徒、および役員が死亡した場合、つぎのようにする。

- 1) 加盟校生徒が本連盟主催（全国高校総体、九州大会を含む）の競技大会において死亡した場合、20,000円の弔慰金をおくり、会長名で弔電を打つ。
- 2) 本連盟の役員が死亡した場合、20,000円の弔慰金をおくり、会長名で花輪（供花）をおくり、弔電を打つ。
- 3) 本連盟の役員の親族（1親等）が死亡した場合は3,000円の弔慰金と会長名で弔電を打つ。

第2条 加盟校生徒、および役員が病気や負傷した場合、つぎのようにする。

- 1) 加盟校生徒が本連盟主催（全国高校総体、九州大会を含む）の競技大会において負傷（1ヶ月以上）で入院した場合、5,000円の見舞金をおくる。
- 2) 本連盟の役員が病気や負傷で1ヶ月以上入院した場合、5,000円の見舞金をおくる。

第3条 この規定以外で会長が必要と認めた場合は、弔意・見舞の意を表することができる。この場合事後理事会に報告する。

附則 高体連役員とは高体連要覧に記載されている役員3，4，5，6，7を指す。

この規程は平成12年12月15日の常任理事会で審議し平成13年2月26日の理事会で承認され、平成13年度より運用される。